

事業番号	0032	事業名	供託事務の運営
------	------	-----	---------

外部有識者のコメント

- オンライン利用率の向上のため、「窓口で」操作方法等の支援を行う等の施策を検討し、指標化すべき。
- オンライン利用率の向上のため、SNS、動画、ウェブサイト等の活用をターゲットを絞って検討し、指標に取り入れるべき。
- 供託通知書発送請求の廃止については、利用者の声を聞き、アンケート等を取り、慎重に実施すべき。
- 複数回の利用者、媒介的な機能を果たす専門職の双方が欠けているため、単独のオンライン手続を整備しても、学習負担を上回るメリットが得にくく、オンラインへの移行が進まない。利用料が設定されていないため、オンライン手続の場合に利用料を割り引くなどの経済的インセンティブも設定し難い。
- 郵券の預託でなく、郵送料相当の費用を徴収すること、マイナンバー制度など類似のシステムと結合させることでUX/UIを向上させることができないか、受益者のいる行政サービスとして一定の利用料を徴収し、オンラインの場合に割り引くなどの制度とすることでDXを推進することができないか検討するべきである。
- 供託通知書の発送請求については、利用者の利便性を十分に考慮した上で、改善策を策定いただきたい。
- 今後の施策導入(窓口の長時間化などの改善策も含め)に当たっては、改めて費用対効果の検証をしていただいた上で、検討いただきたい。
- 供託事業が国民の金銭面を巡るトラブル等に際し、財産、身分関係を保護するために国家として関わる事業であると理解しました。本事業の効率性を高めるためにもオンライン化の推進が望ましいと考えており、一つのあり方として、オンライン申請の場合は供託書正本の送付を電磁的手段のみとすることかと考えます。
- オンラインである場合、窓口対応は必要としないため、対応を特定部署に集中し、対応可能な時間を長くする、サービス機能をさらに充実させる等、よりオンラインを使用しやすい環境づくりを目指していただきたいと考えます。
- 社会経済状況の変化につれ、多様なケースによるものが追加され、複雑化していることも理解した。これらについて整理し、類型化などをすることが今後の供託事業の効率化につながるのではないかと考えます。
- オンライン申請を促進するために供託通知書の発送請求を廃止するのは筋が悪いし、他の理由も口実に聞こえてしまう。省令を変えるだけで廃止可能な事業で手数料を取るのに、法改正が必要との説明には納得していないが、もし仮にそうでも法改正をしてでも手数料を導入すべきなのではないか。オンライン申請で発送請求もしなければ手数料を取らないのであれば、元々の法制度の趣旨にも反していないのではないか。